

安全な業務と技能資格－技能講習体験記－

性能部 構造・環境グループ 富高 亮介

■はじめに

労働安全衛生法により、事業者は、政令で定める危険又は有害な業務について、一定の技能講習や特別教育を修了したものでなければ当該業務につかせるにはならないと定められています。これは、過去の労働災害に関する知見から、正しい知識や技能があれば、労働災害を防止できたケースが多数報告されたためです。林業・林産業界において該当する業務は、フォークリフト（写真1）やクレーンの運転、玉掛けといった汎用的な業務から、伐木や研削砥石に係わる専門的な業務まで多岐に渡ります（表1）。

本稿では、筆者が受講した「フォークリフト運転技能講習」を例に、技能講習の一連の流れについて解説します。「技能講習って何をやるの?」「試験ってどんな感じ?」という疑問を持つ方の参考になると幸いです。

■技能講習・特別教育とは

技能講習と特別教育は、各定める業務範囲が異なり、例えば、フォークリフトの最大荷重が1トン未満であれば特別教育、最大荷重が1トン以上であれば技能講習を修了する必要があります。また、技能講習には修了試験が課せられますが、特別教育には修了試験がないという違いがあります。

■技能講習の申し込み

技能講習は都道府県労働局長登録教習機関で受講



写真1 フォークリフト

することができます。登録教習機関は各都道府県の労働局Webサイトにて公開されているので、確認の上、申し込みを行うとよいでしょう。各教習機関では、講習の年間スケジュールが公開されていることが多いため、受講を予定している場合は事前に確認することをお勧めします。

■フォークリフト運転技能講習の概要

学科講習が計11時間、実技講習が計24時間と定められています。これらのカリキュラムを4日間かけて履修しました。なお、自動車免許（普通・中型・大型）または大型特殊自動車免許（カタピラ付限定）の保有者は学科の一部（走行に関する科目）が免除されます。

■学科講習

学科講習はテキストに従って進められます。科目は、「フォークリフトの走行および荷役に関する装置の構造と取り扱い」「力学」「関連法令」です。

表1 林業・林産に係わる主な技能講習と特別教育

技 能 講 習
・木材加工用機械作業主任者技能講習
・乾燥設備作業主任者技能講習
・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
・フォークリフト運転技能講習（最大荷重1トン以上のもの）
・ショベルローダー等運転技能講習（最大荷重1トン以上のもの）
・高所作業車運転技能講習（作業床の高さが10メートル以上のもの）
・玉掛け技能講習（つり上げ荷重等1トン以上のクレーン等に係るワイヤーの掛け外しなどの作業）
特 別 教 育
・研削といしの取替え等の業務に係る特別教育（機械研削用といし）
・伐木等の業務に係る特別教育（胸高直径70cm以上の立ち木の伐木、胸高直径20cm以上で、かつ重心が著しく偏している立ち木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるもの）
・伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソーを用いて胸高直径70cm未満の立ち木の伐木、かかり木でかかっている木の胸高直径が20cm未満であるもの）
・クレーンの運転の業務に係る特別教育（つり上げ荷重5トン未満。ただし、跨線テルハはつり上げ荷重5トン以上）
・足場の組立て、解体又は変更の作業（地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く）に係る特別教育

「力学」は中学校物理相当の内容ですし、丁寧に解説してもらえるので、物理の授業が苦手だった人でも心配する必要はありません。「関連法令」に関しても、試験に出やすいポイントを示してくれますので、「法律なんて覚えられない」と恐れなくても大丈夫です。

■学科試験

学科試験は講習実施機関によって形態が異なり、マークシート方式か○×形式のどちらが多いようです。技能講習の種類によっては、計算問題や記述問題が出題されることがありますが、いずれにしても学科講習をきちんと受講していれば合格することは難しくありません。

■実技講習

実技講習は、フォークリフトの各部の名称や操作方法、作業前点検の手順の確認等から始まります。作業前点検は、「油漏れなし!」や「前よし!後ろよし!」と、指さしかつ声に出した確認を徹底します。この指さし呼称および声出し確認は、他の技能講習、ひいては日々の安全業務においても大変重要です。恥ずかしがらず、はきはきと行うことがポイントです。

そして、いよいよ走行の実技が始まります。前進走行、後進走行、そして前進または後進しながらスラローム走行（一定間隔に並べられたパイロンを縫うように走行）等を行います。続いて、荷役の実技を行ったのち、実技試験の内容に則して、試験コースを使った講習が始まります（写真2）。スタート地点から、コースの途中にある荷物を拾い、荷物を載

せたままコースを一周、もとあった場所に荷物を降ろし、スタート地点に戻ります。

受講する機関や受講者人数によって異なりますが、最大で10人の受講者に対してフォークリフト1台が割り当てられ、順番に運転します。人数が多い場合、待ち時間が1時間を超えることもあります。実際に運転できる時間は限られるため、待ち時間は他の受講者の運転を見て、作業手順の復習や、イメージトレーニングに努めるとよいでしょう。

■実技試験

実技試験は減点方式で、100点から減点され、70点以上で合格です。脱輪や障害物への接触で5点減点、そのほか軽微なミスで2点から3点の減点が科せられます。また、制限時間超過で3点の減点となりますが、制限時間は熟練者の所要時間の2倍程度と、余裕を持った設定ですので、安全第一に運転すれば合格は難しくありません。

試験は、決められた手順で不備無く操作を行えているかが重要です。緊張しやすい人は、試験で行う一連の作業手順を書き出し、台本を作ってみることをお勧めします。実技試験に持ち込むことはできませんが、要点が整理され、落ち着いて試験に臨むことができると思います。

■おわりに

学科試験と実技試験の両方を合格すると、晴れて技能講習修了証が授与されます。修了証は作業中に携帯する義務がありますので、なくさないよう大切に扱きましょう。

技能講習や特別教育の修了が定められている業務を行うにあたって、「資格をとる」という法令で定められた要件を満たすことは当然ですが、「資格をとったから満足」ではなく、正しい知識と技術を常に心掛けることが重要だと思います。

今日も一日、安全作業で頑張りましょう!

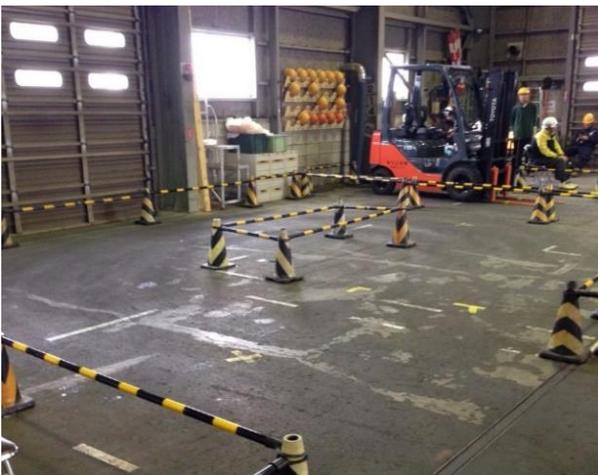


写真2 試験コース